

経営革新事業者向け

藍住町商工業者チャレンジ支援事業補助金

新商品の開発や新分野への進出等、意欲的な事業者を応援します。

補助対象条件

- ・(会社の場合) 町内に本店及び事業所があること
- ・(個人事業者の場合) 町内に居住し事業所があること
- ・町税等に未納がないこと
- ・県の実施する経営革新支援事業(※1)において、経営革新計画の承認を受けていること



※1 経営革新支援事業とは、国の「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新支援制度をベースに、県独自の支援を加えた制度です。
承認を受けるには、県への申請が必要です。お問い合わせは、徳島県経済産業部企業支援課(088-621-2369)へ。

補助内容

対象経費

借入利子・機器等のリース料・店舗等の家賃・販路拡大に係る経費

補助金額

10万円／事業年度

補助期間

承認された計画期間中(3年間又は5年間)

補助の流れ

経営革新計画の承認後、経済産業課へ申請してください。
申請は毎年度の年度末まで受付できますが、申請多数の場合等、やむを得ず受付を終了する場合があります。補助を希望する方は早めに申請してください。



申請時必要書類

- ・藍住町商工業者チャレンジ支援事業補助金交付申請書
- ・経営革新計画に係る承認通知書
- ・経営革新計画に係る申請書(写し)
- ・対象経費の金額が確認できるもの(契約書等)
- ・町税等の納税状況調査同意書

お問い合わせ

藍住町建設産業課

TEL: 088-637-3120

- ◆申請書は、藍住町のホームページ(<http://www.town.aizumi.tokushima.jp/>)からダウンロードできます。
- ◆藍住町商工会(088-692-2816)では、経営革新計画作成のお手伝いをしています。